# 〈社会的なもの〉の運命――実践・言説・規律・統治性――

田中 耕一

## 序論 〈社会的なもの〉をどのように考えるか

「福祉国家の危機」が叫ばれて久しい。オイルショック以降の先進資本主義諸国の変容―― 資本主義経済のグローバル化に対応した、いわゆるネオリベラリズム的政策への転換――のな かで、少なくとも第二次世界大戦後の先進資本主義諸国の理念として機能してきた福祉国家す なわち〈社会的〉国家という枠組みが、その根底から大きく揺さぶられることになった。

その結果、一方で、〈社会〉や〈社会的〉であることは、あたかも諸悪の根源であるかのごと く非難され、他方では逆に、市場原理主義や個人化の進行、格差や貧困といった問題に対抗す る理念として再び呼び出されている。いずれの立場にたつにせよ、〈社会的なもの〉のありよう は、今日、大きな問題と関心の焦点になっている。

しかしながら、ここで〈社会〉や〈社会的なもの〉が意味している内容(福祉国家的なものあるいは社会保障的なもの)は、やはり一面的なものであるといわざるをえない。これまであまりに自明視されてきたようにもみえるし、また空虚なもののようにもみえる〈社会的なもの〉のありようについて、あらためてその意味と内実を厳密に問い直す必要があるのではないか。

たしかに、二〇世紀の先進資本主義諸国を特徴づけてきたのは、ケインズ主義的な市場経済への介入にもとづいた、国民の福祉 wellbeing の向上と保障をめざす「〈社会的〉政策 social policy」(雇用・所得・医療・教育などの保障)であったのだから、〈社会的〉という語が、そのような政策や理念を指すのは、まったく自然なことであろう。

だがしかし、二〇世紀の先進資本主義諸国を、このような「〈社会的〉政策」のみによって特徴づけるのは、一面的である。少なくともこのような側面は、明らかにもう一つの側面――フォーディズムによって象徴される「組織化された資本主義」(Wagner 1994: 82)の側面――と不可分に結びついている。資本と労働の対立と闘争を制度化し、飼い馴らすことによって、両者はかたく結びつき、生産と消費はともに相手を高めあう循環的運動(大量生産と大量消費)として作動していくことに成功した。

しかしながら、そのためには、労働者はまずは有能な労働者となるために教育されなければならないし、失業や、病気・事故や、加齢などのリスクに対処しなければならない。このような「組織化された資本主義」にとって不可欠な側面を担い、それによって国民を有能な労働者として大量に動員することによって、資本と労働が安定的で長期的に結合するための後ろ盾となったもの、それこそが福祉国家あるいは社会的国家という側面にほかならない。

したがって福祉国家の側面と「組織化された資本主義」の側面、この両者のあいだには、内 在的な関係があるといわなければならない。だとすれば、〈社会的〉という用語によって特徴づ けられうるのは、前者の側面だけではなく、後者の側面もまた、なにかより広い意味で〈社会 的〉と呼びうるような特徴をもっているのではないだろうか。

ハンナ・アーレント Hannah Arendt によれば、近代を特徴づけているのは、〈社会的なもの〉の台頭であり、「私的領域」と「公的領域」のあいだに、複合的な領域である「社会的領域」があらわれてきたことにある。アーレントのいう「社会的領域」とは、もともと「私的領域」で

行われていた、生命を維持するための活動が、資本主義経済の発展にともなって、政治的なものの領域であった「公的領域」に侵入してきたものであり、いわば「公的領域」が、生命維持の観点から組織化されたものである。

〈社会的なもの〉を通して、「公的領域」に流れ込んでくるのは、もともと「私的領域」を構成していた生命の維持と種の生存という生命過程 life process そのものであり、あらゆる〈社会〉にみられる「一様化の要求 leveling demands」や「画一主義 conformism」は、究極的には「動物の種であるヒトの一者性 one-ness」(Arendt 1958: 46=1994: 70)にもとづいている。それは、人間の複数性にもとづく「行為」と、それが展開される「公的領域」とは対照をなしている。

ここでアーレントは、「社会的領域」の台頭がもたらす「一様化の要求」や「画一主義」と、近代社会がもたらした「平等 equality」の原理が通底していることを明確に見抜いている。そして近代の平等の原理と、一様化・画一化の圧力が通底しているのだとすれば、すでに述べた福祉国家の側面と「組織化された資本主義」の側面のあいだにも、内在的な関係があることになる。だとすれば、よい意味でも(平等)、そして悪い意味でも(画一性)、ひとびとのあり方を均一・同等なものとして規格化し、そのようなものとしてひとびとをつくりあげていくような(権)力として、〈社会的なもの〉を考える道筋が開けてくるだろう。たぶんこうした道筋の先には、ミシェル・フーコーMichel Foucault が「規律 discipline」の概念を通して明らかにしようとした問題がみえてくるはずである。われわれは、本書第 $\Pi$ 部でこの問題を取り扱う。

だが、そのまえにわれわれは、これまでの主要な社会学理論が〈社会的なもの〉をどのように考えてきたのか、そこにはどのような問題があるのか、そしてその問題を解決するためには、どのようなアイデアと道具立てが必要なのか、といった課題に、本書第I部で取り組まなければならない。というのも、そのことが、本書第I部の議論を社会学的に生産的なものとするためには、ぜひとも必要であるからだ。

まずは、議論の前提として、少なくとも二〇世紀前半を代表するタルコット・パーソンズ Talcott Parsons の社会学理論において、〈社会的なもの〉は「規範的なもの」とほぼ同一視されていたということを確認しておこう。いうまでもなくそれは、〈社会的〉という語を、個人に対して外在し、拘束力(強制力)をもつ「行為、思考および感覚の諸様式」と定義し(Durkheim [1895] 1977: 5=1978:54)、さらに〈社会〉を「道徳的実在 réalité」(Durkheim 1897: x=1985:14)として規定した、エミール・デュルケーム Émile Durkheim の伝統に深く根ざしたものである。

パーソンズは、いわゆる「主意主義的 voluntaristic 行為論」の構想のなかで、規範的/条件的という構成的な区別にもとづいた「行為の準拠枠 frame of reference」を提起した。そのなかで、かれはからなずしも明示的に〈社会的なもの〉について議論しているわけではないが、(実証主義的行為論から)主意主義的行為論への重要な転換点が「功利主義のジレンマ」にあり、いわゆる〈社会的〉秩序の問題(「ホッブス問題」)が、このジレンマを全面的に展開したものであると主張している(Parsons [1937] 1968: 91=1974-89 (1): 151)。

パーソンズが「主意主義的」と呼ぶ行為論は、実証主義の枠組みを破壊することによって、このジレンマを解消するところから、姿をあらわれてくる。つまり、行為の目的はひとびとのあいだでランダムに変異するのではなく、そこには一定の秩序があるということ、つまり行為の目的の背後には、共有された(究極的)価値要素(単位行為の分析的要素である「規範」にほぼ対応する)があると考えなければならず、それは、直接に行為の目的を構成したり、あるいは規則(=制度)として目的-手段関係を制御すると考えなければならないとされる。また、

これによって、行為を導く合理性は、「内在的」合理性だけでなく、共有された価値要素(=規範)によって導かれることを含んだ合理性へと拡大される。

したがって、パーソンズの行為論の文脈では、まずは複数の行為の集計の次元として〈社会〉が考えられ、そこから生じる問題に〈社会的〉秩序という名が与えられ、最後に「規範的要素」が導入されるというかたちで、〈社会的なもの〉は「規範的なもの」と等値されることになる。

### 第I部〈社会的なもの〉と社会学

# 第一章 実践としての行為――規範と心

パーソンズは〈社会的なもの〉と「規範的なもの」を等値したが、その際「規範的なもの」とは、行為者にとって、決して反省的に主題化できない何ものかであった。なぜなら、そのことは、「行為の準拠枠」そのものの条件であったからである。パーソンズの「行為の準拠枠」にとって構成的な区別は、規範的/条件的という区別である。そしてかれにとって「社会的要素」と同義である「規範的要素」は、行為者に「内面化」された要素(行為者が「義務の態度」で受け容れるもの)であり、したがってけっして行為者が反省的に主題化することのできない要素であった(反省的に主題化されたものは「条件的要素」になってしまうから)。このような性質をかれは「潜在性 latency」と名づけたが、われわれは、「潜在性」の問題がむしろ行為の実践としての性格と深く関わっていることを明らかにしたいと思う。

まず注目されるのは、マイケル・ポランニーMichael Polanyi の「暗黙に知ること tacit knowing」の概念である。一般に「技能 skill」と呼ばれうるような行為にはかならず、本人には詳細に規定することができず、それ自体としては知られることのない、暗黙の規則にしたがうことが含まれている(Polanyi [1966] 1983:  $6\cdot7=1980$ :  $18\cdot9$ )。

「暗黙に知ること」の諸特性から明らかになるのは、それが、知識や規則の道真性、つまり知識や規則を使用するということと密接な関係があり、したがって実践的な行為と密接に結びついているということだ。知識や規則それ自身を行為の指向対象とするのではなく、べつの指向対象に向けた行為を産出するための道具として、それらを使用する場合には、われわれはそれらの知識や規則を「暗黙の」前提として受け容れざるをえない。使用している道具それ自身は、焦点化されることはなく、つねに「暗黙に知ること」の水準に留まる。

たしかに「暗黙に」といういい方には、独特の曖昧さとそれにともなう危険がつきまとうが、 われわれはここで、パーソンズの「潜在性」の概念を、実践的行為において、それを産出する ために使用される規範の「暗黙性」の問題としてとらえ直すことができる。

ジョン・L・オースティン John L. Austin は、言語の役割を事態・事実の記述という点でしかとらえない見方を「記述主義的誤謬 'descriptive' fallacy」として斥け、すべての発言が「行為遂行的」であって、発言は、世界をたんに記述しているのではなく、同時に世界を構成している「実践的」行為であることを明らかにした(Austin [1962] 1976: 6=1978: 12)。

オースティンによれば、このような「発語内の力」を支えているのは、「慣習的な手続」である。「慣習」という概念は、まず第一に、「非自然的」な規約性を意味しており、したがって「制度」や「文化」といった、社会学でなじみの概念と共通性をもつ。第二に、この概念は、かならずしも合理的で意志的な考量や選択の結果であるとはかぎらないということを含意しており、

「伝統」「習慣」「しきたり」といった概念と共通性をもつ。さらにこれと関連して、ある慣習にしたがっていても、それを合理的に再構成したり、詳述したりすることがかならずしもできないという性質(ポランニーの意味での「暗黙性」)が加わるだろう。ここでは、行為することとその理由づけとが、いわば短絡してしまっており、行為の理由は、最終的には行為の累積あるいは沈澱であるとしかいえない。ここでは、行為と慣習は、循環的な関係に巻き込まれ、慣習は実践と独立に規定できなくなる。

このような困難こそ、発話行為論をその当初から悩ませてきたジレンマであった。ここにあらわれたジレンマは、実践的行為(発語内行為)を可能にしている条件、あるいはその条件を記述する規範(慣習)を、実践そのものから切り離して、独立に決定することができないという可能性である。もしそうであるなら、実践的行為のなかで、それを産出するための道具として使用される規範や知識が「暗黙である」ということは、そこに何らかの論理的な背理(パラドクス)や決定不可能性が潜んでいるということなのであろうか。われわれは、この点について、もっとも過激な主張を検討しよう。

ソール・クリプキ Saul A. Kripke は、「規則は行為の仕方を決定できない。なぜなら、いかなる行為の仕方も、その規則と一致させることができるから」という、ヴィトゲンシュタイン Ludwig Wittgenstein の「懐疑的パラドクス」を執拗に展開する(Kripke 1982=1983)。たしかに、クリプキが主張するように、ある規則が実際にどのように作動するかは、あらゆる「他の条件(コンテクスト)」を定義する規則に依存しており、論理的には、いかなる規則も、有意味に現実に適用することはできない。したがってクリプキにしたがうなら、規則にしたがった行為、われわれの用語では、実践的行為を産出する道具としての規範というアイデア自体が存立不可能である。

しかしながら、クリプキの「懐疑的パラドクス」が、ある決定的な区別を無視していることに注意しよう。それは、「規則にしたがう」ことと「規則を解釈する」ことの区別である。すでに多くの論者が指摘しているように、ヴィトゲンシュタインは「懐疑的パラドクス」を「誤解」として床けている。その理由は、「規則にしたがう」ということと「規則を解釈する」ということが別々の事柄であり、決定的に異なっているということにある。いいかえれば、クリプキの懐疑は、「規則を解釈する」さいに生じる問題であって、けっして「規則にしたがう」さいに生じる問題ではない。ここでは、異なる二つの態度が問題になっている。第一は、ある規則を「解釈する」ことによって、その規則がいかなる行為を論理的に正当化するかしないかを決定しようとする態度である。この場合には、クリプキが指摘するような論理的無限背進が生じ、当の規則はあらゆる行為と一致しうるし、また一致しえないというパラドクスが生じる。第二は、ある規則を自らの前提として受け容れ、したがってその規則に非反省的にしたがって行為を産出する態度である。ヴィトゲンシュタインが拒否しているのは、後者の態度を認めず、すべてを前者に還元しようとする、言語の記述主義、あるいは記号の表象主義とでも呼べる前提にほかならない(自己言及のパラドクスは、この誤った前提からのみ生じるからである)。

実践的行為が何ものかに言及する(を表象する)ばかりでなく、何ごとかを遂行するということは、あたかも何ごとかに言及する(を表象する)のと同じように、自分自身に言及して(を表象して)いるのではけっしてない。そうではなくて、そこでは言語や記号が自らを皇示しvorführen、present、あるいは示してzeigen、show、exhibitいるだけなのである。このことは、「規範にしたがう」ということに関しても、まったく同様である。「規範にしたがう」ということは、規範に言及し(を表象し)、それを解釈することとは異なるし、またそれを必然的にともなうわけでもない。われわれは「規範を呈示」し、あるいはまさに「実演 perform」している

のである。

一般に、心的作用とは、解釈作用であり、外的対象を心的映像によっておきかえる作用(= 認知)であって、意味とは、心に思い浮かぶもの、すなわち表象であるとされるが、ヴィトゲンシュタインがいうように、意味を理解することが、けっして解釈する(他の記号に翻訳する)ことではないとするなら、われわれは、心的作用について、どのように考えればよいのか。

こうした観点から、心についての独特の議論を展開したのは、ギルバート・ライル Gilbert Ryle である(Ryle [1949] 1984=1987)。ライルは、身体という外的で、公的で、観察可能な領域の背後に、心という内的で、私的で、内観によってのみ接近可能な領域を想定し、両者を素朴に関係づけようとする教説を「機械のなかの幽霊のドグマ」と呼び、それは、一種の「カテゴリー錯誤」なのだと主張している。たとえば「大学」は、教室や図書館やグラウンドとはべつにある何ものかではなく、それらの諸施設が組織される仕方であり、それらの諸施設の関係の水準にある何ものかである。そして「チームスピリット」は、競技の各役割や遂行とならぶべつの役割や遂行ではなく、それぞれの役割の遂行の独特の仕方、つまりそのスタイルや手順のなかにある。

このようなライルの主張が正しいとすれば、規範が行為において示されるものであるのとまったく同様に、「心」もまた行為において示されるものであるということが導かれる。規範や心は、行為によって表象される何ものか、したがって行為が言及している何ものか、行為の背後にあって行為を支配している何ものか、などではない。それらは、行為あるいは相互行為そのもののなかに埋め込まれており、そのなかで示されるものとしてある。それらは、行為それ自身と分ちがたく結びついており、したがってわれわれは、行為を解釈し、その行為がしたがっている規範をさがしだしたり、その行為が表現している心の状態をさがしだしたりしているわけではない。行為を理解するということ自体が、そこに示されている規範や心を端的に了解することにほかならないのである。

# 第二章 現実はいかにして〈社会的〉に構築されるのか

パーソンズ以降の社会学理論の展開は、〈社会的なもの〉を「規範的なもの」から、「相互行為的なもの」へと転換していった。にもかかわらず、そこでは、最も重要な問題が見過ごされてしまったために、まったく同型の問題に悩まされてきた。その誤りは、「記述主義」と名づけられる――もう少し一般的な意味で「認知主義」あるいは「表象主義」と呼ぶ場合もある。われわれがここで「記述主義」と呼ぶのは、まず第一に、行為の意味――その行為が何があるか――は、その行為をしかじかの行為として記述する――行為者自身による記述であれ他者による記述であれ――ことによって、はじめて事実として構成されるとする考えであり、第二に、したがって、規則にしたがった行為/したがわない行為なるものも、そのようなものとして(事前であれ事後であれ)記述すること、つまり「規則の解釈」によってしか構成されえないとする考えである。決定不可能性(パラドクス)の問題は、このような誤った前提からのみ生じる疑似問題に過ぎない。

パーソンズ以後の社会学理論の展開において、レイベリング labelling 理論やその後継者たる(社会問題の)社会的構築主義が提起した重要な論点の一つは、道徳的な規範や規則(だけ)によっては、そもそも逸脱行動なるものを定義すること自体ができないということであった。

ハワード・ベッカーHoward S. Becker は、逸脱が社会的規則に対する違反行為であると素

朴に前提して、その原因を問うてしまうことに疑問を投げかけ、そこには違反行為であるかどうかを判定 judgement するという重要なプロセス――ここで、たとえば判定される者の属性などによって、違反行為であるかどうかの判定が変わってしまう――が見落とされていることを指摘する(Becker 1963: 4=1978: 10-1)。たしかに、いかなる社会的規則といえども、それが解釈され適用される状況や文脈から完全に自由ではない――社会的規則の解釈や適用(による行為の判定)は、ある行為を行う者と、その行為に反応し、それを解釈し、判定する他者とのあいだの相互行為的な交渉ややりとりの結果としてはじめて決まっていく、「政治的」なプロセスを含んでいる。

だがしかし、このような批判は、自らの主張――逸脱かどうかの判定は相互行為プロセスでしか決まらない――にも、同じようにはね返ってきてしまう。そもそもなぜ規範や規則に、解釈や適用、そして判定というやっかいな問題が生じるのかといえば、規範それ自身は、自らが解釈される文脈や適用される状況について、あらかじめすべてを制御する(自らのうちに書き込んでおく)ことがけっしてできないとされるからである。しかしながら、もし本当にそのような決定不可能性(パラドクス)があるのだとすれば、それを相互行為プロセスのなかに置きなおしたところで、問題が解決されるわけではない。ある行為に反応し、それを解釈し、判定する他者の行為それ自体が、再びそれに反応し、それを解釈し、判定する他者の行為に依存する……というぐあいに、ここでも決定不可能性問題が再びあらわれてしまうからである。

マルコム・スペクターMalcolm Spector とジョン・キツセ John I. Kitsuse は、客観的主義アプローチとの折衷によって輝きを失ってしまったレイベリング理論を、その革新性にたちもどって、「定義主義アプローチ」として再生しようとした (Spector and Kitsuse 1087=1990)。それが、社会問題の構築主義にほかならない。

このような試みに対して、もっとも影響力の大きい批判を展開したのが、スティーブ・ウールガーSteve Woolgar とドロシー・ポーラッチ Dorothy Pawluch であった(Woolgar and Pawluch 1985=2000)。構築主義者は、自らが批判しているはずの、あるいは分析の対象として自らとは一線を画しているはずの、客観的な状態についてのクレイム申し立て活動を、自ら行っているというのである。構築主義的なアプローチは、客観的な状態について直接的に語ろうとする伝統的アプローチを批判し、それについてのひとびとの定義や構築のありようや過程を、研究の主題にしようとするのだが、そのような主題を際立たせるために、その背後で、客観的な状態についての判断を下さなければならなくなっているということだ。

ウールガーとポーラッチの批判に対して、「厳格派」のピーター・イバラ Peter R. Ibarra とキツセ(Ibarra and Kitsuse 1993=2000)が何よりも強調するのは、社会のメンバーと、社会学者の区別であり、社会のメンバーによる実践的な企てと、社会学者による分析的・理論的な企ての区別である。それによって、構築主義的分析が、客観主義的分析と同列ではなく、論理的に異なった水準にあるということを示そうとする。

たしかに「厳格派」のように、純粋に社会的構築の過程それ自身(言説=ディスコース)の みを分析するのだということは、可能かもしれない。しかしながら、もしそうだとするなら、 今度はそこに、研究対象のシフト、問題設定の水準のシフトが生じてしまうのではないか、と いう疑念が浮かんでくる。社会問題についての言説(ディスコース)の研究が、はたしていか なる意味で、社会問題の研究といえるのであろうか。

デビッド・ボーゲン David Bogen とマイケル・リンチ Michael Lynch は、エスノメソドロジーの立場から、そもそもメンバーの構築と社会学者の構築を区別するというアイデア自体に

疑問を投げかける (Bogen and Lynch 1993)。かれらによれば、イバラとキツセは、この区別によって、社会のふつうのメンバーによる素朴な「自然的理論」の外部に立とうとするのだが、そもそも「自然的態度」とは、あらゆる多元的な態度を包含するものであって、その外部に立つことができるようなものではない。

そうだとすれば、何らかの実践を行うということと、それについて何かを語る(観察・記述する)というもう一つの実践との関係について、どのように考えればよいのか。大事なことは、第二の実践(第一の実践を観察したり記述したりする実践)が、第一の実践に欠けている何ものかを補い、それによって第一の実践を、より包括的で、より完全な枠組みのなかに統合するようなものではないということである。第一の実践は、第二の実践によって補われなければならないとか、それがなければ不完全なものでしかないと考える必要はまったくないし、そもそもある実践を観察したり記述したりすることは、当の実践そのものにとって(つまりそれを適切に行い、あるいは理解することにとって)構成的な何ものかではなく、当の実践とはべつの新たな実践にほかならない。何ものかを行う(理解する)ことと、何ものかを観察・記述する(解釈する)ことはまったく別物なのだ。

ここで重要なことは、実践の仕方や方法という問題(行為の「いかにして」という問題)が、 その実践を語る(記述する)という実践のなかにあるのではけっしてないということだ。行為 の意味(その行為が何であるか)は、それを記述するという実践によって決まるわけではない。

たしかに、行為の意味(その行為が何であるか)は、相互行為的に決定されるし、〈社会的〉に構築される――そのことは、間違いなく正しい。しかしながら行為の意味が〈社会的〉に構築されるのは、行為を記述するような営みによってではない、ということを肝に銘じておかなければならない。いかにして行為の意味が相互行為的に決定されるのか、いかにしてそれが〈社会的〉に構築されるのか、という問いの答えは、行為を記述する営みのなかにあるわけではないし、ましてや記述の連鎖のなかに霧散してしまうようなものでもない。記述することが構築することだという記述主義の呪縛から解放されないかぎり、意味ある現実がいかにして〈社会的〉に構築されるのかという構築主義者の本来の問いは、未だに問われてはいないのである。

## 第三章 認知主義/記述主義を超えて――会話分析と言説分析

本章では、社会的構築主義と関係が深い言説分析 Discourse Analysis をとりあげ、会話分析 Conversation Analysis と言説分析の主張を比較検討することによって、あらためて認知主義 / 記述主義の陥穽について考察する。

まず、1997年から 1999年にかけて、会話分析と批判的言説分析の名のもとに、エマニエル・A・シェグロフ Emanuel A. Schegloff とマーガレット・ウェザレル Margaret Wetherell そして後にマイケル・ビリグ Michael Billig とのあいだで交わされた論争に注目する。

シェグロフが主張しているのは、おおよそ以下の三点である。まず第一に、会話、あるいはそれが相互行為であるという意味で「相互行為内トーク talk-in-interaction」は、その当事者たちにとって固有の意味をもっており、いいかえればそれは、それ自身の構成的意味、それ自身の見地、それ自身のリアリティを備えた「独自の権利をもつ探求の対象」(Schegloff 1997: 171)であるということ。しかもその固有の意味は、会話あるいは相互行為内トークの各段階で「示されて display」いるはずだということ。というのも、もしそうでなければ、そもそも当事者たちが、相互に理解しあうとか、相互に理解しあっているということを理解しあうことはできなくなってしまうから。したがって会話あるいは相互行為内トークの社会学的分析は、

それらに内在的・内生的な観点によって、基礎づけられうるものであるとされる。

第二に、このような分析目標を追求することによって、どのような文脈が、分析のために考慮に入れられるべきなのかということについての制約が課されるということ。いいかえれば、会話あるいは相互行為内トークを内在的・内生的に分析するためには、当事者たちにとってレリバントであることが、当該の場面で示されているような文脈のみが、考慮に入れられなければならないのであって、分析者が、それを無視して、自らにとってレリバントな文脈を勝手に付与して解釈してはならないということである。分析者が志向する文脈ではなく、当事者たちが志向する文脈が、考慮に入れられなければならない。

したがって第三に、このような分析上の制約は、それによって学術的あるいは理論的な帝国 主義、つまり知識人の関心や先入観を、その対象に対して、無理やり押しつけることを防止す るための有益な制約にほかならないということ。

社会的構築主義の立場にたつ「言説心理学 Discursive Psychology」に近いウェザレル (Wetherell 1998) によれば、シェグロフは、分析者が自らのカテゴリーを当事者たちの言説 に輸入すべきではないといいつつ、「条件的レリバンス」とか「説明可能性」などといった専門 的概念を使って、トークのパターンを同定しようとしている。つまり会話分析もまた、当事者 たちにとって外的なカテゴリーや概念を、分析のために導入しているではないか、とされる。

ウェザレルによれば、当事者たちの志向やレリバンスを定義しているのは、最終的には、会話分析を行う分析者なのであって、その意味でわれわれは、理論家のカテゴリーと関心の押しつけからから逃れることはできない。だとすれば、最終的には、分析者自身をも含む、より包括的な言説の概念に頼らざるをえないはずである、と。

シェグロフとウェザレルのやりとりは、シェグロフとビリグの論争へと発展する。ビリグの議論 (Billig 1999a, 1999b) は、ウェザレルの反論よりもはるかに過激である。ビリグが問題視するのは、基本的にウェザレルと同様に、シェグロフのもっとも基本的な主張(相互行為内トークは「内的に基礎付けられたリアリティ」をもっており、したがって参与者たちのトークを「それ自身の見地から」検討しなければならない)であり、批判的言説分析は、分析者の関心やカテゴリーを、研究対象に押しつけているという、シェグロフの批判である。

ビリグによれば、ここには、二つの問題がある。第一は、「参与者たち自身の見地から」という会話研究の原則が、秩序の一般的構造を発見しようとするプログラムによって破られてしまっているのではないか、ということ。分析者は、参与者たちが自らの主要な関心とみなすものから、注意をそらしているのだから、ここではまさに、分析者が、会話の記述に際して、分析者自身の見地を押しつけているのではないか、ということになる。第二に、もしシェグロフの勧めにしたがうなら、分析者は、参与者たちが使用しない術語(会話分析の専門用語)を使用することによって、参与者たちが語らないものについて語ることになってしまう、ということ。

ここで大事なことは、エスノメソドロジー・会話分析が、何が語られるのか、あるいは何が語られないのかではなく、その仕方や方法に注目してきたということ、シェグロフのいいかたにしたがえば、会話分析が「形式」分析であるといことの意味である。しかも語ることの仕方や方法という場合、けっしてそれは、語ることをより上位の論理水準から支配している規則のことを指しているのではないし、語ることを再帰的に語ることを指しているのでもない。仕方や方法というものの真の意味を理解するには、やはり、すべてを観察や記述として考える記述主義、表象主義(認知主義)からの離脱が必要なのである。

エスノメソドロジー・会話分析のいう仕方や方法とは、語られることを指すのではないし、

だからといって語られていないという意味で「そこにはないもの(潜在しているもの)」を指しているのでもない。語りの仕方や方法は、語りとともに、まさに「そこにある」のであって、まさにそこに「示されている」のである。語られる内容だけが「そこにある」わけではない。

シェグロフのいう、当事者たちの「志向」あるいは「レリバンス」とは、「当事者 たちの志向 やレリバンス」という表現からも明らかなように、個人的なものではなく、複数の個人を含んだ、協同的な志向やレリバンスである。それは、当事者 たちが相互に「示しあう」何ものかであって、あくまでそのような「示しあい」のなかでしか存在しない。さらにいえば、そのような志向やレリバンスは、相互行為のなかで(明示的に主題として)「語られる」何ものかではない。というのも、志向やレリバンスは、あくまで実践の一部なのであって、語られる対象ではないからである。では、「示される」とはいったいどのような事態を指しているのか。

そこで、一般に「制度的場面 institutional settings の会話分析」と呼ばれている諸研究を検討することによって、制度的文脈や制度的場面が、参与者たちにとって「レリバント」であるということ、参与者たちがそれに「志向」しているということ、そしてそれが相互行為において「示される」ということがどういうことであるのかを理解することができる。

それらの諸研究の特徴は、以下のようにまとめられる。まず第一に、日常会話の順番取りシステムが、発話交換システムの「基礎的」で、デフォールトな形式であり、「優先的」なものであるということ。したがって第二に、制度的相互行為は、「基礎的」なものである日常会話の順番取りシステムに対して、何らかの制約・変形が加わったものとして、特徴づけることが可能であるということ。第三に、日常会話においては、参与者たちが「対称的(シンメトリカル)」な関係にあるのに対して、制度的場面では、参与者たちが、何らかのかたちで「非対称な」関係にあるということができる。

われわれは、ヴィトゲンシュタインにしたがって、「規則にしたがう」ことを「規則を解釈する」ことから明確に区別し、規則を「実践としての行為を産出するための道具」として、さらにいえば「行為を産出する方法あるいは(権/能)力」として考えること、そしてそれを行為や相互行為において(「語られる=記述される」ものとしてではなく)「示される」ものとして考えることを提案したい。規範や規則、そしてそれにしたがった言説や行為を「記述される」領域からはみだした剰余として、「示される」領域に位置づけることは、とりもなおさず、それらをを実践の領域、そして(権)力の領域に位置づけることを意味している。〈社会的なもの〉と「規範的なもの」を同一視することに、もしなんらかの真理が含まれているとすれば、それは、〈社会的なもの〉が実践の領域、「示される」ものの領域、そして(権)力の領域にかかわるものとして探究されなければならないということであるように思われる。

#### 第Ⅱ部 〈社会的なもの〉の誕生と〈社会〉の編成原理

### 第四章 言説と権力

本書第二部では、第一部の議論の結果を受けて、フーコーの議論にもとづいて、〈社会的なもの〉を統治あるいは権力という観点から、明らかにしていく。

フーコーは『知の考古学』(Foucault 1972=1981)のなかで、言語的な活動(かれはそれを「言表 énoncé」とか「言説 discours」と呼んでいる)を、あくまでそれ自身の存在と厚みにお

いてとらえ、記述するという独自のアプローチを展開した。一般に言語的な活動は、それを書いたり話したりする主体が与える意味や、それが表象し指示している事実(事態)という、いわば自らとは異なる何ものかを意味したり表象するものとして取り扱われてきた。しかしながら、そのことによって言語的な活動は、透明な媒体として、われわれの目のまえから消え去り、それ自身がひとつのできごとであり、事実であるということ、すなわち厳密な意味での言語的な活動それ自身の存在の事実性――不透明性の水準――が見失われてきたのである。したがってフーコーは、言語的な活動を、他のできごととの関係のなかで生起する一つのできごととしてとらえなければならない、と主張する。つまり言語的活動は、実践的な営みとしてみていかなければならない。したがってその延長線上には、言語的活動をひとつの力(権力)としてとらえる可能性もみえてくることになる。

このように、言語をその不透明性においてとらえること、それは、とりもなおさず言語をその「物質性」においてとらえることになるだろう。だがしかし、ただたんに言語をその「物質性」に還元すればよいというわけにはいかない。なぜなら、言表は単純に「物質性」の次元にあるというわけではないからである。言表は、まったく言語学的でもなければ、まったく物質的でもないような、それ独自の存在様態をもっている。

言語を透明かつ不透明なものとして理解すること、言語を表象するはたらきとともに自らを 呈示するはたらきにおいてみること、これらはすべてヴィトゲンシュタインとつながっている。 したがってフーコーが試みているのは、ヴィトゲンシュタインの用語に翻訳するなら、まさに 言語の「自己呈示(示し)」の領域を記述することだといってもよい。そしてそれは、まさに実 践的領域、(権)力の領域へと開かれているのである。

まず、われわれはフーコーの「規律」の概念がもつ重要な意義を確認しよう。フーコーは「規律」の概念によって、およそつぎのような問題をとりあげている。まず第一に、規律は、もともと法がそうであったように、なにかをさせない(禁止し、抑圧し、排除する)力ではなく、むしろなにかをさせる(積極的にある特定の行動や関係を実現させる)力であるということ。第二に、この技術は、ひとびとを個人へと(あるいはさらに個人をその要素へと)分解し、個々の身体に照準をあわせるとともに、個々の身体の力を奪うのではなく、むしろ身体の力を引き出し、強化し、増大させることをめざしているということ。したがって第三に、規律は、一方で個々の身体の力を増大させるとともに、他方でそれらの服従をも強化するという、いっけん矛盾する要請に直面しているということ。

個々の身体の力の増大と服従の強化、この二つの矛盾する要請に応えるところにこそ、規律という権力のもっとも重要な特性がある。そしてこの二つを媒介し結びつけるもの、それこそが「自然な秩序」(ここでは「自然な身体」)という概念である。「自然な秩序」を媒介とすることによって、強化され増大させられる、個々の身体の力は、野性的で無秩序な力(暴力的な力)ではなく、水路づけられ構造化された力、すなわち「能力」へと変換される。被支配や服従も、命令にしたがうことではもはやなく、むしろ、行動の可能性が秩序づけられること――あらかじめ構造化された選択肢によってコード化されたり、一定の基準や尺度によって評価可能であるというように――へと変換される。これによって、個々の身体の力と服従は、相互に強化しあう関係あるいは運動であることが可能になる。したがって、規律は、かならずしもひとびとを単純に画一化していくような力ではない。そこで問題になるのは、むしろ「秩序づけられた多様性」あるいは「構造化された複雑性」(ルーマン Niklas Luhmann)の増大であり、より高度な秩序化によって、より多様な要素を構造化し、自らの秩序のうちにとり込み、そしてまたさらなる多様化を可能にしていくというような関係あるいは運動であるとさえいえる。

フーコーは『性の歴史 I 知への意志』(Foucault 1976=1986)で、近代社会における「性の抑圧」を仮定し告発する言説に注意を促している。フーコーは、性の抑圧仮説を、抑圧を告発する言説とともに、近代社会の性にかんする言説の全体的な配置のなかで考え、そのような言説を事実として、実践としてとらえていこうとする。そうした観点からみるかぎり、性の言説化は、制約されるどころか、むしろ煽動され、ますます多くの言説をうみだしてきた。

一八世紀に、性について語らせようとする、政治的・経済的・技術的な煽動が生じてくる(性について分析・記録・分類したり、測定したり、因果的に探求したりする言説)。性について、 合理的言説を述べることが要請されたのである。しかも性についての合理的言説は、一般理論のようなものではなく、人口統計学、生物学、医学、精神医学、心理学、道徳、教育学などの多様な形態をとり、分散し、細分化されていく。性のまわりに、多様で分散した言説の網の目がはりめぐらされていく。

フーコーによれば、このような性の言説化への煽動が、生殖という目的にしたがわない逸脱的なセクシュアリティをみつけだし、それらを追放し、減少させるためのものであったと考えてはならない。言説化への煽動は、性的倒錯を狩り出し、それに否定的レッテルをはり、効率よく排除するためのものではけっしてない、というのである。

フーコーによれば、そこにあるのは、禁止するような権力ではもはやない。むしろ、性のまわりに言説をはりめぐらせ、それによってある秩序のもとに性を捕捉するような動きである。したがって、このような権力は、法やタブーのように、セクシュアリティに限界を定め、異種的なセクシュアリティを排除するのではなく、むしろそれらを増殖させ、多様な形態を拡張しようとすると同時に、それらを諸個人の特徴づけの仕方として、個々の身体のなかに包含していく。ここにあるのは、「権力の拡大を通した、セクシュアリティの増殖」(Foucault 1976: 66 = 1986: 62)であり、快楽と権力は、互いに否定しあわず、むしろ強化しあうのである。

もちろんこのような事態は、性の抑圧や異種的なセクシュアリティの排除を、たんに逆転した事態ではもちろんない。性の「真理」を白日のもとにひきだし、さまざまな欲望を刺激し、多様なセクシュアリティを増殖・細分化させながら、同時にそれを一定の秩序にしたがったものとして規定していくこと、また逆に、そのような秩序づけによって、かえって多様化と増殖を可能にしていくこと、このようなポジティブな循環関係を形成していくことにこそ、もっとも重要なポイントがある。まさにそこにあるのは、身体に対して、その力(能力や適性)を増強させることによって、かえってますます服従させていくという、いっけんパラドキシカルな関係をつくりあげることと、まったく同様のメカニズムである。

身体の力(能力や適性)の増大と服従の増大を、身体の「自然」という秩序が媒介していたのと同様に、ここでも、セクシュアリティの増殖・多様化と従属を媒介しているのは、セクシュアリティの「自然」という秩序である。身体が「自然な秩序」によって、かならずしも画一化されるのではなく、むしろ個性化・個人化されていったのと同様に、セクシュアリティの「自然な秩序」もまた、かならずしもひとびとに単一のセクシュアリティを強制し、他の可能性を排除するわけではない。むしろさまざまな異種的なセクシュアリティのありようをつぎつぎと発見され、固定化されていく――それを単純に排除のためとみなしてはならない。むしろ多様な欲望とセクシュアリティが、強化され、増殖させられているのだ。

身体やセクシュアリティをめぐる規律権力の問題と、言説――とくに科学的で合理的な言説 ――の問題をどのように考えればよいのだろうか。ここで重要なことは、科学的言説は、(構築主義者が主張するように) たんに「自然な秩序」を語ることでつくりだし、その真実性を保証 する権威としてはたらいているだけではないということ、あるいはそのようなはたらきを通して、権力と、身体やセクシュアリティとを、たんに媒介しているだけではないということである。科学的言説は、何が真実(「自然な秩序」)かをめぐる争いを通して、たんに権力と外的で間接的な関係を結んでいるわけではない。「自然な秩序」とは、多様性と秩序の循環運動を可能にする支点であり、したがって規律権力のまさに中心にある。このような「自然な秩序」を解明しようとする「知への意志」こそが、科学的言説と規律権力を内在的に結びつけていると考えなければならない。

# 第五章 〈社会的なもの〉の誕生――規律から統治性へ

フーコーの関心の焦点は、「規律」の問題からはじまり、「生-権力 bio-pouvoir」とそこに含まれる「調整 régluation あるいは管理 gestion」の権力、そしてさらには「統治 gouvernment」や「統治性 gouvernemntalité」の問題へと移行していく。われわれは、これらの議論のなかで、〈社会〉や〈社会的なもの〉がいったい歴史的にどのようなものとしてたちあらわれ、またどのように変容してきたのか、そしてそれは、「統治」なるものとどのようにかかわっているのか、さらには「自然な秩序」という概念は、このような歴史的プロセスとどのような関係にあるのかなどといった、本書の中心的な問いと論点にかかわる問題と出会うことになる。

フーコーは、規律を含む、より広い生-権力の概念――さまざまな力を阻止し、抑圧し、禁止し、最終的には破壊する(殺す)権力ではなく、まったく反対に、生を管理し gérer、さまざまな力を引き出し、産出し、増大させようとする権力――を提起するとともに、そこで規律のテクノロジーとは異なる、「調整あるいは管理」と呼ばれる権力テクノロジーに注目していく。それは、規律のように、個々の身体に対してはたらくのではなく、かたまり masse としての多数の人間の集合態、すなわち「人口 population」に対してはたらくもので、規律と同様に、さまざまな力を最大化することを目的としているが、その道筋が異なっている。つまりそこでめざされるのは、セキュリティ・メカニズムを配置し、生命の状態を最適化することであるとされる。

人口に照準した「調整あるいは管理」の権力は、「統治」の概念を媒介として、「統治性」という独特の用語で表現されていく。たしかにこのような用語の選択は、それが国家の問題と密接に関係していることを示している。しかしながら、フーコーのねらいはむしろ「統治」がかならずしも国家と必然的に結びついているわけではないということにある。「統治」はもともと「ひとびと(の行動)を導く」ことであり、このことが国家の機能となるのは、ひとびとの行動を抑圧するのではなく、ある方向に向けて積極的に促進していくことが権力の中心になること、つまり生-権力が中心となる近代という時代に固有のことがらなのである。かれはそれを、「国家の統治性化」と呼ぶ。

フーコーが「国家の統治性化」と呼ぶ歴史的プロセスにおいて注目されるのは、一七世紀のポリス(内政)という問題である。というのも、そこで「入間たちの柏宜的な英存のあらゆる 形式 [傍点引用者]」(Foucault 2004a: 333=2007: 403)が、内政にとっての根本的な対象となったからである。いいかえれば、そこで内政は、〈社会的なもの socialité〉(一八世紀には明確に〈社会 société〉と呼ばれるもの)(Foucault 2004a: 333=2007: 403)を統治の対象として「発見」したのであり、〈社会的なもの〉あるいは〈社会〉が、ここではじめて誕生したとさえいえる。

もちろん、それは、統治によってとらえられたかぎりでの〈社会〉や〈社会的なもの〉に過ぎないという反論は当然ありうるだろう。だがしかしわれわれはここで、〈社会〉や〈社会的なもの〉の誕生に、統治が不可分なかたちで結びついていることにあくまで注目しておきたい。統治という作用とはべつに、〈社会〉や〈社会的なもの〉そのものがどこかにあるわけではない。統治が〈社会〉や〈社会的なもの〉そのものを変形したり、あるいは抑圧しているというわけでもない。そうではなくて、〈社会〉や〈社会的なもの〉は、そもそも統治という作用によって、はじめから徹底的に貫かれ、それによって構成されているということが重要なのである。

一八世紀になると、ポリスの体制は大きな批判を浴びて解体していく。しかしそれは、ポリス=内政がめざそうとしたこと、つまりひとびとの活動の総体としての〈社会〉を統治の対象とし、ひとびとの幸福の増大を国力の増大に結びつけるという目的自体に問題があったからではない。問題とされたのは、その目的を達成するために用いられた方法――「規制的なréglementaire 様式の介入」――であった。重農主義者や政治経済学者が主張したように、一七世紀の内政がその対象として発見した〈社会〉あるいは「人口」には、自然で、自律的な合理性が宿っており、そのことを無視して、無理やりに規制してもうまくいかない。ここにあらわれてくるのは、「社会の自然性」(Foucault 2004a: 357=2007: 432)という見方である。ここで求められている統治としての「調整あるいは管理」とは、「社会の自然性」に即して、それを利用しながら、そこから必要なもの、役に立つもの、価値のある要素を引き出し、そして不都合なものを相対的にきり詰めていこうとする。

ここで想起しなければならないのは、規律が目指しているのも、身体のもつ「自然」な力を 引き出し、増幅させ、そして秩序にとって有用な何ものかへと変換することであった、という ことである。規律も、そしてまた統治性(以前の表現では「調整」)も、それらが個々の身体に 照準するのか、それとも人口という集合的な身体に照準するのかの違いはあっても、どちらも 最終的には、それらの「自然性」にねらいを定めている。われわれはここで、統治の力として の規律と調整が、〈社会〉を「自然なもの」として編成し組織化する原理的な力としてはたらい ているのだということ、したがってそのような力が〈社会的なもの〉の本質を構成しているの だという、本書の重要な結論にたどりつく。

一七世紀以降の国家による統治の登場によって、しだいに統治の対象として〈社会〉と呼ばれうるものがとらえられていく、というよりもむしろ〈社会〉が構成され、編成され、組織化されていく。たしかにそれは当初、国家が直接的に介入し、統制し、操作しようとする領域として姿をあらしてくるが、一八世紀以降になると、そのような直接的な介入の様式、つまり規制が批判され、そしてしだいに解体していく。そこでは、〈社会〉の「自然性」が「発見」され、国家が直接的に介入するのではなく、むしろその「自然性」を保護し、育成し、調整し、管理することによって、かえって有用な結果がえられるという知(とりわけ政治経済学)にもとづいた統治が主流となっていく。すなわち自由主義的統治術である。

だがしかし、それはあくまで自由主義の統治なのであって、〈社会〉はその「自然性」のままに、いわば「放置」されるわけではない、というか、放置された状態はけっして「自然性」ではない。「自然性」は、統治による保護、育成なしには存在しないが、だからといって統治が直接的につくりだすものではなく、それ自体の「内在性」にもとづいている。統治は、〈社会〉の「内在性」に、いわば寄り添いながら、しかしあくまで統治の作用を通して、「自然性」を構成していく。国家と〈社会〉は、いっけん異なる焦点をもった領域として分化していくようにもみえるが、むしろ事態はまったく逆なのかもしれない。統治の力、つまり規律的な力および調整や管理と呼ばれる力は、むしろ〈社会〉にはらまれ、浸透し、拡散し、埋め込まれていく。

より精確にいえば、そのような力によって〈社会〉という独自の空間あるいは領域が「自然な もの」として組織され、編成されていくといった方がよいであろう。

一九世紀になると、〈社会〉あるいは〈社会的なもの〉は、ますます時代の前景にせり出してくる。しかしそれは、〈社会〉の「自然」で自律的な秩序というポジティブな意味でというより、むしろネガティブな意味においてである。つまり〈社会〉や〈社会的なもの〉は、貧困や、事故・災害や、失業や、犯罪や、衛生など、さまざまな「問題」がそこにおいて生じ、したがってまたそこにおいて解決を迫られるような独自の水準・審級として浮かび上がってくる。

では、〈社会〉の水準で問題を解決するというのは、いったいどのような意味なのだろうか。 そこには、二つの方法あるいは戦略をみてとることができる。まず第一の方法あるいは戦略は、 「道徳化」あるいは「規律化」の戦略とでも呼べるものであり、一九世紀の前半を中心にして、 「社会経済学」を主要な言説としながら、展開されたものである。そして第二の方法あるいは 戦略は、一九世紀の後半を中心にして、「連帯主義」を主要な言説としながら、また当時熱狂的 に迎えられはじめた統計学的な知を支えとして展開されたもので、労働災害を一つのモデルと して、さまざまなリスクを社会化する技術としての保険を用い、いわば「保険社会」を形成し ていこうとする方法あるいは戦略である。

# 第六章 〈社会〉の編成原理と社会学の問題設定

フーコーが規律と調整 (統治性) と呼んだ力 (生権力) は、一九世紀を通して、一方で「道徳化」あるいは「規律化」の戦略によって、他方で「保険」というセキュリティ装置を用いた「連帯化」の戦略とでも呼びうるものによって、〈社会〉に浸透し、拡散し、埋め込まれ、〈社会〉を編成し、組織化する基本的な原理として作動しはじめたといえよう。

一九世紀後半から明確な姿をあらわす社会学は、〈社会〉を編成し、組織化する力(規律と調整)の問題をどのように扱い、理論化してきたのか。本章では、古典期の社会学を代表するとされる、マックス・ウェーバーMax Weber とエミール・デュルケームを取り上げ、かれらの議論のなかで、この問題がどのように扱われているのかを検討する。

ウェーバーのいう「規律」とは、服従が訓練にもとづいて、迅速化・自動化・定型化することを指している。たしかに、規律とは、身体にある行動や動作を訓練によって染み込ませ、つまり身体を調教し、ある行動や動作をあたかも自動的に行うことができるようにすることには違いない。しかしながら、このようないい方では、訓練・調教することと、服従が自動化することがほとんど同義となり、いわば同語反復に陥ってしまう。

ウェーバーの「規律」の分析に欠けているようにみえるものは、じつはかれ自身のべつの議論のなかに見てとることができる。『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(Weber [1920] 1988) で展開された議論には、規律という概念こそそれほど使われてはいないものの、フーコーが規律の概念によって展開した議論と実質的に重なる問題関心と洞察が見てとれる。

ここでウェーバーが明らかにしているのは、「規則にしたがう」ことが、けっしてネガティブな側面、つまり何かを禁止したり、抑圧したりするという、いわば「ブレーキ」の側面にとどまらず、むしろポジティブな側面、つまり何か(ここでは職業労働への休むことのない没入と利潤のあくなき追求)を無際限定産出し、生成していくという、いわば「アクセル」の側面に注意を向けなれればならないということ、あるいはそのような態度や視点こそが、資本主義の

「精神」を考えるさいの最も重要なポイントであるということにほかならない。

ウェーバーのいう資本主義の「精神」は、「禁欲」というかれのキーワードとは裏腹に、行為を禁止し、抑制するというよりも、むしろ行為をポジティブに産出し、生成することことを旨とする、「規則にしたがう」ことにかかわっており、しかもそこには、行為者の内的な力を刺激し、誘い出し、引き出すことで、規範を有効に作用させるためのさまざまな工夫や装置を含んでいるという意味で、フーコーが規律と呼んだ力の問題と大きく重なりあっている。

デュルケームは、『道徳教育論』(Durkheim [1925] 1963 = 2010)で、道徳性を三つの要素から成るものとし、その第一に「規律の精神」を挙げている。ちなみに、第二の要素は「社会集団への愛着」であり、第三の要素は「道徳の知的な理解」である。

たしかにデュルケームのいう、道徳性の第二の要素には、実証主義的立場から理想主義的立場への移行(パーソンズ)をみることはできるが、道徳がもっぱら欲求 besoins や欲望 désirを制限し、抑制するというネガティブな側面からとらえられていることに大きな変化はない。デュルケームにとって、道徳とは、端的に欲求や欲望に対する、いわば「ブレーキ」のはたらきを果たすものであって、かれの立場がパーソンズのいう理念的・規範的要素を含むようになったからといって、それは変わらない。なぜなら、パーソンズのいう規範的要素によっては、規律のもつ産出的・生成的でポジティブな側面を説明することはできないからである。いわゆる「無限性の病」(Durkheim 1897: 304,324=1985: 337,359)は、デュルケームにとって、規律によって抑制されるべきものであったが、ウェーバーの視点からみれば、それが労働の無限性であれ、欲望の無限性であれ、むしろまったく反対に、規律によってこそ主じるものであるといわなければならない。規律ある欲望――それがいかに形容矛盾のように聞こえようと――こそが、つぎつぎとそして予測可能な仕方で、欲望を再生産するのである。フーコーが法との比較で規律を考えているかぎりで、規範や規則の産出的・生成的でポジティブな側面が注目されている。ウェーバーが考えたのは、まさにそのようなポジティブな側面であるといえる。

ところで、デュルケームの議論のもう一つの側面は、フーコーの表現でいえば、〈社会〉の「自然性」の認識と関連しており、したがってまた自由主義や統治性の問題ともかかわっている。

ある社会に一定程度の犯罪が起こることは、少なくとも社会という水準に準拠するかぎり、 正常であり、必要であり、有用ですらあるという、デュルケームの主張は、個人という視点からみれば、明らかにリスクであり、現実に起これば損害であり不幸であることがらが、〈社会〉 あるいは人口 population という水準からみれば、まったく異なった相のもとにあらわれてくる という認識へ踏みだすものであった。そしてこのような認識を基礎づけているのは、〈社会〉あるいは人口という水準には、独特の秩序、自律的で自生的な秩序、フーコーの意味での「自然」 な秩序(「社会の自然性」)があるという認識原理であったといってよい。

デュルケームによれば、ある〈社会〉の自殺率は、固有のものであり不変性を示すのだから、それぞれの〈社会〉は一定の自殺への傾向を備えているはずだ。だから、社会学が問うべき問題は、このような傾向がいったいどのようにつくりだされているのかを明らかにすることである。デュルケームによれば、そのような傾向をつくりだしているのは、〈社会〉の「道徳的な構成」(Durkheim 1897: 336=1985: 375)であり、具体的には「自己本位主義 égoïsme、集団本意主義 altruisme、アノミーの潮流 courant から構成されている」(Durkheim 1897: 336=1985: 376)。そうした潮流から構成される道徳のあり方こそが、〈社会的〉と呼びうる力として、それぞれの〈社会〉に固有の自殺への傾向をつくりだしている、というわけである。

ここで重要なことは、これらの道徳の構成要素は、けっしてたんに自殺をひき起こす傾向を つくりだしているだけではないということである。いいかえれば、このような〈社会的〉な力 としての「潮流」は、自殺をひき起こす、いわばマイナスの力であると同時に、まさに〈社会〉 そのものを構成している、いわばプラスの力でもあるということだ。マイナスの力とプラスの 力は別々のものではない。両者は連続しており、ともに一つの力のあらわれ方の違いに過ぎな いのであり、その違いは、いわば程度の問題なのである。

したがって集合態のレベルでは、犯罪や自殺といった逸脱行動が正常で「自然」なものとしてあらわれるのだが、なぜ正常で「自然」なのかといえば、それは、逸脱が社会の構成原理を
かものから生じるからなのである。逸脱が「〈社会〉によってつくりだされる」というのは、逸
脱行動が、まさに〈社会〉によって求められ、必要とされ、ときには強制されさえする、正常
で「自然」な行動そのもののなかにこそすでに含まれているのであって、そうした行動のなか
に必然的にあらわれるものに過ぎないという意味においてなのである。逸脱そのものには、けっして逸脱としての性質がもともと備わっているわけではないというのは、デュルケームが到達した地点からみれば、そのような意味に理解されなければならない。

最後に、われわれは規律と調整という二つの統治の力の関係についてあらためて注目する。 というのも、それは、福祉国家の危機が、はたして〈社会的なもの〉の危機あるいは終焉に結 びついているのかどうか、現代社会の変容と、〈社会的なもの〉のありようにはどのような関係 があるのかといった、本書の冒頭で述べた問題にかかわっているからである。

ジル・ドゥルーズ Gilles Deleuze によって有名になった「管理社会が規律社会にとって代わる」(Deleuze 1990: 241=1992: 293) という図式によって、グローバル化による福祉国家の危機、「組織化された資本主義」から柔軟で流動的な資本主義へ、フォーデズムからポスト・フォーディズムへ、などといった現代社会の変容や移行は、規律優位の時代から管理(調整)優位の時代への変容や移行と重ね合わされ、さらにこのような移行や変容に、〈社会的なもの〉の危機や終焉が重ね合わされていることが多い。規律優位の時代には、(それは福祉国家の、そして「組織化された資本主義」の時代であるから)何か確固たる〈社会〉が存在し、管理(調整)優位の時代には、もはや〈社会〉が必要なくなってしまうというように。しかしながら、このような見方は、われわれが本書を通して考察してきたこととは、かなり異なるだけでなく、福祉国家への道を準備した社会保険と調整の権力に密接な関係があることを考えれば、事実としても齟齬がある。

たぶん、規律と管理(調整)という統治の力の差異と同様に、その共通性や連続性にも十分な注意がはらわれなければならない。もし〈社会〉や〈社会的なもの〉の危機や終焉が本当にあるとするなら、それは〈社会〉や〈社会的なもの〉が誕生したそのときから、つねにすでに自らのなかに織り込まれていたといわなければならない。〈社会的なもの〉は、すでにそのはじめから、統治と分ちがたく結びつき、〈社会〉は統治によって組織化されてきたというのは、そういうことである。したがって、われわれがみてきた〈社会的なもの〉の運命とは、いまや〈社会的なもの〉が危機や終焉を迎えているという運命ではない。まったく逆に、〈社会的なもの〉の危機や終焉とされているような事態が、じつは〈社会的なもの〉の本来の姿のあらわれでしかないという運命のことなのである。

## 参考文献(要約に含まれる文献のみ)

Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press. (= 1994, 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫.)

- Austin, John L.,[1962] 1976, How to Do Things with Words, Oxford: Oxford University Press. (=1978, 坂本百大訳『言語と行為』大修館書店.)
- Becker, Howard S., 1963, Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance, Glencoe, Ill.: The Free Press. (=1978, 村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社.)
- Billig, Michael, 1999a, "Whose Terms? Whose Ordinariness? Rhetoric and Ideology in Conversation Analysis," *Discourse and Society*, 10(4): 543-582.
- ———, 1999b, "Conversation Analysis and the Claims of Naivety," *Discourse and Society*, 10(4): 572-576.
- Bogen, David and Michael Lynch, 1993, "Do We Need a General Theory of Social Problems?," Holstein and Miller eds., 213-237.
- Deleuze, Gill, 1990, *Pourpariers*: 1972-1990, Paris: les Édition du Minuit. (=1992, 宮林寛 訳『記号と事件――1972-1990 年の対話』河出書房新社.)
- Durkheim, Émile, [1895] 1977, Les règles de la méthode sociologique, Paris: Presses Universitaires de France. (=1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波文庫.)
- ———, 1897, Le suicide: etude de sociologie, Paris: Félix Alcan. (=1985, 宮島喬訳『自 殺論』中公文庫.)
- ———, [1925] 1963, *L'éducation morale*, Paris: Presses Universitaires de France. (= 2010, 麻生誠·山村健訳『道徳教育論』講談社学術文庫.)
- Foucault, Michel, 1969, L'archéologie du savoir, Paris: Gallimrd. (=1981,中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社.)
- ----, 1976, Histoire de la sexualité 1: La volonté de savoir, Paris: Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I 知への意志』新潮社.)
- ———, 2004a, Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France (1977-1978), Paris: Seuil/Gallimard. (=2007, 高桑和己訳『安全・領土・人口(ミシェル・フーコー講義集成7)』筑摩書房.)
- Holstein, James A. and Gale Miller eds., 1993, Reconsidering Social Constructionism:

  Debates in Social Problems Theory, New York: Aldine de Gruyter.
- Ibarra, Peter R. and John I. Kitsuse, 1993, "Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems," Holstein and Miller eds., 25-58. (=2000,中河伸俊訳「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素」平英美・中河伸俊編, 46-104.)
- Kripke, Saul A., 1982, Wittgenstein on Rules and Private Language, Cambridge,
  Massachusetts: Harvard University Press. (=1983, 黒崎宏訳『ウィトゲンシュタインのパラドクス』産業図書.)
- Parsons, Talcott, [1937] 1968, The Structure of Social Action, New York: The Free Press. (= 1974-89, 稲上毅・厚東洋輔(・溝部明男)訳『社会的行為の構造』木鐸社.)
- Polanyi, Michael, [1966] 1983, *The Tacit Dimension*, Gloucester, Massachusetts: Peter Smith. (=1980, 伊藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店.)
- Ryle, Gilbert, [1949] 1984, *The Concept of Mind*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1987, 坂本百大ほか訳『心の概念』みすず書房.)
- Schegloff, Emanuel A., 1997, "Whose Text? Whose Context?," *Discourse and Society*, 8(2): 165-187.
- Spector, Malcolm and John I. Kitsuse, Constructing Social Problem, New York: Aldine de

- Gruyter, 1987. (=1990, 村上直之・中河伸俊・森俊太訳『社会問題の構築――ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)
- 平英美・中河伸俊編, 2000,『構築主義の社会学』世界思想社.
- Wagner, Peter, 1994, A Sociology of Modernity: Liberty and Discipline, London: Routledge.
- Weber, Max, [1920] 1988, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd.1, 9.Auflage, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1989, 大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫.)
- Wetherell, Margaret, 1998, "Positioning and Interpretative Repertoires: Conversation Analysis and Post-structuralism in Dialogue," *Discourse and Society*, 9(3): 387-412.
- Woolgar, Steve and, Dorothy Pawluch, 1985, "Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanations," *Social Problems*, 32(3): 214-227. (=2000, 平英美訳「オントロジカル・ゲリマンダリング」平英美・中河伸俊編, 18-45.)